サプライヤー様配布版

文書番号　ＨＫＳ０１
改訂　２０１４年3月３１日

# 電線材料カンパニー
# グリーン調達基準書
(Ver.2)

## 日立金属株式会社
## 電線材料カンパニー

# 目　次

１．電線材料カンパニーの環境活動への取組み……3

２．電線材料カンパニーのグリーン調達の目的と適用範囲……4
　２．１ 目的……4
　２．２ 適用範囲……4

３．納入品に含有する化学物質の管理について……4
　３．１ 電線材料カンパニー自主管理化学物質……4
　３．２ 本基準書と規定内容が異なる場合の運用について……5

４．サプライヤー様へのお願い　……5
　４．１ 契約書等の締結について　……5
　４．２ 納入品の含有化学物質情報の提出について……5
　　４．２．１ 納入品の含有化学物質に関する不含有保証書……5
　　４．２．２ 組成データ……6
　　４．２．３ 分析データ　……7
　　４．２．４ ＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）……7
　４．３ 変更管理について……7

５．納入品に関するその他の要望事項……8

【付属資料】
　付属書１「電線材料カンパニー自主管理化学物質一覧」……9
　　別表１「レベルＡ禁止物質群リスト」……9
　　別表２「レベルＢ管理物質群リスト」……11
　　別表１及び別表２に関する備考　……12
　付属書２「含有化学物質の調査条件」……14

【改訂履歴】……17

１．電線材料カンパニーの環境活動への取組み

日立金属株式会社電線材料カンパニー（旧日立電線グループ）では、企業および従業員が果たすべき使命と役割とを定めた「企業行動基準」に沿い、１９９３年に「環境保護行動指針」を制定し、環境保護活動を推進してきました。

２００５年にステークホルダーとの協力関係強化を盛り込み、名称を「環境保全行動指針」と変えて制定、２０１１年には企業活動における生態系の保全への配慮をうたった改定を実施しました。

またこの間、２００６年に企業の社会的責任を明記した「ＣＳＲ活動取組方針」を制定しました。

電線材料カンパニーではこれらの基準に基づき、①生産と環境保全との調和　②環境負荷の低減を目指した製品　③環境経営と環境マインド　④ステークホルダーとの環境協働　の４つを柱とした「環境行動計画」を策定し、環境保全活動を推進しています。

## 電線材料カンパニー環境保全行動指針

**スローガン**

製品・サービスを通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、当社グループは製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなモノづくりを推進し、地球環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

**行動指針**

１．地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。
２．地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術および製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。
３．環境保全を担当する役員は、環境保全活動を適切に推進する責任を持つ。環境保全を担当する部署は、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努める。
４．製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄等の各段階における環境負荷の把握と低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進する。
５．モノづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、リサイクル、化学物質管理、生態系への配慮等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。
６．国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。
７．グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。
８．社員の環境に関する法律遵守、環境への意識向上、広く社会に目を向け、幅広い観点からの地球環境保全活動について教育し、活動する。
９．環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。
10．環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

２０１１年3月改定

## ２．電線材料カンパニーのグリーン調達の目的と適用範囲

### ２．１ 目的

電線材料カンパニーは、環境に配慮した製品（環境適合製品）を開発・設計・製造し社会へお届けすることにより地球環境を保全し、持続可能な社会構築に貢献したいと願っております。

グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全活動に取り組んでいるサプライヤー様から、化学物質の適正使用、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性を考慮した、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することが目的です。

### ２．２ 適用範囲

本「電線材料カンパニーグリーン調達基準書」（以下、本基準書と称す）は、電線材料カンパニーがサプライヤー様から調達させていただく、電線材料カンパニーの製品を構成する原材料、部品、半完成品、完成品、包装材などの納入品に対して適用されます。

## ３．納入品に含有する化学物質の管理について

### ３．１ 電線材料カンパニー自主管理化学物質

電線材料カンパニーでは、表１の「電線材料カンパニー自主管理化学物質」の考え方に従い、「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

表１「電線材料カンパニー自主管理化学物質」の考え方

| 区分 | 対象物質 | 主な法規制 |
|---|---|---|
| レベルＡ<br>禁止物質群 | 納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質で、電線材料カンパニーへの納入品に使用される可能性がある化学物質。<br>ただし、法規制の濃度以下の場合、法規制で用途を限定して適用除外とされている場合、または当社要求により含有を認める場合はこの限りではない。<br>詳細は、「レベルＡ 禁止物質群リスト」（付属書１別表１）による。 | 付属書１別表１「レベルＡ禁止物質群リスト」参照 |
| レベルＢ<br>管理物質群 | 納入品に含有していることを制限するものではないが、国内外の法規制等で使用実態を把握し、管理を要求されている物質およびリサイクルや廃棄時の適性処理を配慮すべき管理物質。なお、用途または顧客によって納入品への含有を禁止する場合がある物質群も含む。<br>詳細は、「レベルＢ 管理物質群リスト」（付属書１別表２）による。 | 付属書１別表２「レベルＢ管理物質群リスト」参照 |

ただし、法規制対象用途、業界動向等の事情から、納入品別に規定内容（自主管理化学物質の区分、物質群、管理値等）が上記と異なる場合があります。３．２項に異なる場合の運用について示します。

３．２ 本基準書と規定内容が異なる場合の運用について

電線材料カンパニーは、本基準書での運用を基本としますが、以下の文書で運用する場合があります。

（１）「製品環境共通購入仕様書」の適用

材質、品種、用途等に共通性のある納入品については電線材料カンパニー共通の「製品環境共通購入仕様書」（以下、共通購仕書と称す）を発行する場合があります。適用する納入品については、発注時に各々適用する「共通購仕書番号」を指定します。この場合は、「共通購仕書」が「本基準書」に優先しますので、指定された番号の共通購仕書の規定内容を順守願います。

（２）「購入仕様書」の適用

納入品毎に、個別の「購入仕様書」等（以下、個別購仕書と称す）に規定内容を盛り込む場合があります。この場合は、「個別購仕書」が「本基準書」および「共通購仕書」に優先しますので、「個別購仕書」の規定内容を順守願います。

（３）その他の文書の適用

上記によらず発注時に個別に文書、図面等で指定する場合があります。この場合は、その規定内容を順守願います。

４．サプライヤー様へのお願い

４．１ 契約書等の締結について

初回品納入前に、「資材取引基本契約書」または「納入資材の含有化学物質に関する覚書」の締結をお願いします。

４．２ 納入品の含有化学物質情報の提出について

個々の納入品に対して、「本基準書」または３．２項記載の「共通購仕書」「個別購仕書」等にて規定している含有化学物質（禁止および管理物質群）の把握、管理のため、次の４つの文書・データ（まとめて「含有化学物質情報」と称す）の提出をお願いします。

① 納入品の含有化学物質に関する不含有保証書
② 組成データ
③ 分析データ
④ MSDS（化学物質等安全データシート）

４．２．１ 納入品の含有化学物質に関する不含有保証書（以下、不含有保証書と称す）

品質保証の視点から規定の禁止物質群の不含有を保証していただくものです。当社指定の様式にて「不含有保証書」の提出をお願いします。

尚、３．２の共通購仕書、個別購仕書が適用された場合、各規定に合わせた「不含有保証書」の提出をお願いします。

４．２．２ 組成データ

納入品への含有化学物質の含有量・濃度を把握するため、「組成データ」の提出をお願いします。

「組成データ」の様式は原則、JAMP*[1]標準様式のAIS、MSDSplus*[2]とし、日立グループのグリーン調達システム「A Gree'Net」にご登録お願いします。尚、部門によってはJAMAシート*[3]、JGPSSI*[4]調査回答ツールでのご登録を依頼する場合も有りますが、ご対応よろしくお願いします。

「A Gree'Net」への登録方法については以下ご参照ください。

■「A Gree'Net」への登録方法

（１）ユーザ登録

「A Gree'Net」の利用には事前にユーザ登録が必要です。

ユーザ登録申請シートを下記URLよりダウンロードし、必要事項を入力の上、納入先調達担当者まで電子ファイルで送付願います。

http://www.hitachi-cable.co.jp/about/procurement/green/index.html

（２）納入品の組成データの登録

原則として、調査依頼時点での最新版のAISまたはMSDSplusでの登録をお願いします。

AISまたはMSDSplusは、JAMPの管理物質（REACH*[5]想定物質として約5，000物質）を対象としており、再調査の頻度を減らすことができます。（別表２の注10参照）

ただし、全ての情報の入手が困難な場合は、日立フォーマット*[6]にて「本基準書」又は「共通購仕書」「個別購仕書」等に規定の化学物質について登録をお願いします。

この場合、SVHC*[7]については調査依頼時点で公表されているSVHCが登録対象となります。

尚、「A Gree'Net」への登録方法についてご不明な点等有りましたら以下の窓口にお問合せください。

お問い合わせ先）

地球環境戦略室 環境システムセンタ連絡先：mailto:encsr.support.rp@hitachi.com

電話番号： 03-4235-5826（ダイヤルイン）

（A Gree'Net取扱説明書URL：https://ecsr.hitachi.co.jp/）

尚、以下の場合は「A Gree'Net」へのご登録ではなく、直接納入先調達担当者へ組成データをご提出お願いします。

①新規サプライヤー様への急ぎの調査依頼で「A Gree'Net」へのユーザ登録が間に合わなかった場合。

②サプライヤー様のご事情で「A Gree'Net」へのご登録が困難な場合。

---

*1 JAMP：アーティクルマネジメント推進協議会 http://www.jamp-info.com/

*2 AIS、MSDSplus：JAMPが提供する化学物質情報伝達様式
AISはアーティクル（成形品）用に、MSDSplusは化学物質・調剤用に使用する様式

*3 JAMAシート：製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、一般社団法人日本自動車工業会(JAMA)・一般社団法人日本自動車部品工業会(JAPIA)にて合意された帳票 http://www.japia.or.jp/datasheet/

*4 JGPSSI：グリーン調達調査共通化協議会
但し、現在は国内VT62474 に移行：http://www.vt62474.jp/

*5 REACH規則：2007年6月1日に施行された欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限を制度化した化学物質規制

*6 AGree'Netに直接登録する場合又は専用の標準ツールで登録する場合の様式

*7 SVHC（高懸念物質）：REACH規則の認可対象候補物質（含有の場合、届出または顧客への伝達が必要）

４．２．３ 分析データ

RoHS６物質群の不含有のエビデンスとして分析データの提出をお願いします。

（１）対象物質

表３　分析対象物質一覧　　（○：提出必要　－：提出不要）

| 材質 | カドミウム (Cd) | 鉛 (Pb) | 水銀 (Hg) | 六価クロム (Cr(VI)) | PBB | PBDE |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 下記以外（プラスチック、インク、塗料、ゴム等） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金属・ガラス・セラミック | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |

（２）分析方法

日立グループの「RoHS指令対応、カドミウム・鉛・水銀・六価クロム・臭素系難燃剤（PBB・PBDE)の分析ガイドライン Ver.2.0」

http://www.hitachi.co.jp/environment/library/pdf/RoHS.pdf

を参照の上、IEC62321*8に準拠した方法にて分析願います。

なお、分析に際しては、分析サンプルが「完全溶解」したことを確認願います。

４．２．４ ＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）

納入品が法規制上ＭＳＤＳの発行対象*9である場合は、ＧＨＳ*10対応のＭＳＤＳの提出をお願いします。

４．３ 変更管理について

（１）納入品に対して、材料、加工方法、作業方法、仕様、製造設備・場所等の変更が生じた場合は、必ず事前に変更理由等必要事項を記載した「変更申請書 兼 承認通知書」と共に、再度「含有化学物質情報」を提出いただくようお願いします。

なお、実際に変更を実施した納入品は、上記が承認されるまで納入しないようお願いします。

（２）上記の（１）以外で、既に報告された含有化学物質に変更が生じた場合は、速やかに当社へご連絡いただき、当社からの指示を仰ぐようお願いします。

*8 IEC62321 Ed. 1.0 (2008)
Electrotechnical products – Determination of levels of six regulated substances (lead, mercury, cadmium, hexavalent chromium, polybrominated biphenyls, polybrominated diphenyl ethers)
電気・電子機器-6 種類の規制物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）の濃度定量　（英和対訳版）

*9 気体・液体・粉体・粒状の納入品（例：ガス、溶剤・インク、着色剤、添加剤、レジン・コンパウンド等）

*10 GHS(The Globally Harmonized System) ：化学品の分類および表示に関する世界調和システム

５．納入品に関するその他の要望事項

電線材料カンパニーは、環境に配慮した製品（環境適合製品）を開発・設計・製造し社会へお届けすることにより地球環境を保全し、持続可能な社会構築に貢献したいと願っております。

サプライヤー様においては、納入品の環境配慮に関し、以下の項目についても積極的に取組むようお願いします。

（１）省資源

①製品の減量化、小型化に配慮する
②再生部品または再生資源を利用する（再生材含有率）
③長寿命化に配慮する

（２）省エネ

④待機時、使用時の省エネルギー化に配慮する（エネルギー低減率）

（３）リサイクル

⑤製品を回収、リサイクルを行う（リサイクル率）
⑥材料の統一、標準化を行う
⑦分解、分別の容易性に配慮する

（４）梱包材

⑧梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮する

（５）情報提供

⑨製品に関する環境情報を提供する

（６）生態系の保全

⑩生態系への負荷低減に配慮する
⑪化学物質の使用の適正化に配慮する

**付属書１「電線材料カンパニー自主管理物質一覧」**

**別表１(1/2)「レベルＡ禁止物質群リスト」**

| No. | 化学物質（群）名 | 当社の規定値<br>（最大許容濃度） | 参照法令 |
|---|---|---|---|
| 1 | カドミウム及びその化合物<br>（注１）（注４） | 100ppm（注２）<br><br>100ppm（包装材）<br>（注３） | ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」<br>・「包装・包装廃棄物指令(EU) |
| 2 | 六価クロム化合物<br>（注１） | 1,000ppm（注２）<br><br>100ppm（包装材）<br>（注３） | ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」<br>・「包装・包装廃棄物指令(EU) |
| 3 | 鉛及びその化合物<br>（注１）（注４） | 1,000ppm（注２）<br><br>100ppm（包装材）<br>（注３） | ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」<br>・「包装・包装廃棄物指令(EU) |
| 4 | 水銀及びその化合物<br>（注１） | 1,000ppm（注２）<br><br>100ppm（包装材）<br>（注３） | ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」<br>・「包装・包装廃棄物指令(EU) |
| 5 | ポリ臭化ビフェニル類<br>（PBB類） | 1,000ppm | ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」<br>・REACH規則制限物質（付属書XVII） |
| 6 | ポリ臭化ジフェニルエーテル類<br>（PBDE類）（注５） | 意図的使用禁止<br>かつ<br>1,000ppm | ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」<br>・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」<br>（第1種特定化学物質）<br>・REACH規則制限物質（付属書XVII） |
| 7 | ３置換有機スズ化合物<br>・ビス（トリブチルスズ）<br>=オキシド（TBTO）<br>（CAS No.56-35-9）<br>・トリブチルスズ類（TBT類）<br>・トリフェニルスズ類（TPT類）<br>・その他３置換有機スズ化合物 | 意図的な使用禁止<br>かつ材料単位<br>1,000ppm（注２） | ・REACH規則制限物質（付属書XVII）<br>・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」<br>第１種特定化学物質：TBTO<br>第2種特定化学物質：TBT,TPT類 |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）<br>及び特定代替品（注６） | 意図的な使用禁止 | ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」<br>（第１種特定化学物質）<br>・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）<br>・REACH規則制限物質（付属書XVII） |
| 9 | ポリ塩化ターフェニル類<br>（PCT類） | 意図的な使用禁止 | ・REACH規則制限物質（付属書XVII） |
| 10 | ポリ塩化ナフタレン<br>（塩素数が３以上） | 意図的な使用禁止 | ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」<br>（第１種特定化学物質） |
| 11 | 短鎖型塩化パラフィン<br>（炭素鎖長１０～１３） | 意図的な使用禁止 | ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）<br>・REACH規則/認可対象候補物質（SVHC） |
| 12 | アスベスト類 | 意図的な使用禁止<br>かつ<br>1,000ppm | ・労働安全衛生法施工令（日本2006/09/01施行）<br>・REACH規則制限物質（付属書XVII） |
| 13 | 特定アゾ染料・顔料<br>（注７） | 部品単位30ppm<br>（特定アミン<br>として） | ・REACH規則制限物質（付属書XVII） |
| 14 | オゾン層破壊物質 | 意図的な使用禁止 | 「モントリオール議定書」のClass Ⅰ物質、Class Ⅱ物質 |
| 15 | 放射性物質 | 意図的な使用禁止 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律 |
| 16 | ホルムアルデヒド<br>（CAS No.50-00-0） | 意図的な使用禁止<br>（注８） | 米国/カリフォルニア州CARB規則<br>米国連邦法111-199/TSCA |

別表１(2/2)「レベルＡ禁止物質群リスト」

| No. | 化学物質（群）名 | 当社の規定値<br>（最大許容濃度） | 関連する主な法規制 |
|---|---|---|---|
| 17 | パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩 | 意図的な使用禁止 | ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)<br>・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約) |
| 18 | 特定ベンゾトリアゾール<br>（2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール）（CAS No.3846-71-7） | 意図的な使用禁止 | ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質) |
| 19 | ジメチルフマレート<br>（CAS No.624-49-7） | 意図的な使用禁止<br>（注８） | ・REACH規則制限物質(付属書XVII) |
| 20 | ジブチルスズ化合物(DBT) | 意図的な使用禁止<br>かつ材料単位<br>1,000ppm（注２） | ・REACH規則制限物質(付属書XVII) |
| 21 | 塩化コバルト<br>（CAS No.7646-79-9） | 意図的な使用禁止 | ・REACH規則/認可対象候補物質(SVHC) |
| 22 | ヘキサブロモシクロドデカン<br>（HBCDD）<br>＊該当物質は付表６参照 | 意図的な使用禁止<br>かつ均質材料単位<br>50ppm | ・REACH規則/認可対象物質<br>・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)<br>・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質:2014/04) |
| 23 | パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩及びエステル類<br>＊該当物質は付表７参照 | 意図的な使用禁止<br>（注９） | ・米国PFOA 自主廃絶プログラム<br>・ノルウェー法規制 |
| 24 | 多環式芳香族炭化水素類（PAHs）<br>＊該当物質は付表２のNo.50参照 | 意図的な使用禁止かつ成形品を構成するゴム、プラスチック部で<br>1ppm | ・REACH規則制限物質(付属書XVII) |
| 25 | ヘキサクロロベンゼン<br>（CAS No. 118-74-1） | 意図的な使用禁止 | ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定) |
| 26 | 化審法（第一種特定化学物質） | 意図的な使用禁止 | |
| 27 | 安衛法（製造禁止物質） | 意図的な使用禁止 | |
| 28 | 毒劇物法（特定毒物） | 意図的な使用禁止 | |

**別表２「レベルＢ管理物質群リスト」**

| No. | 化学物質（群）名 | 備考（関連法規制他） |
|---|---|---|
| 1 | アンチモン及びその化合物（注１） | |
| 2 | ヒ素及びその化合物（注１） | |
| 3 | ベリリウム及びその化合物（注１） | |
| 4 | ニッケル及びその化合物（合金は除く） | ・REACH規則制限物質(付属書XVII) |
| 5 | セレン及びその化合物（注１） | |
| 6 | 非特定臭素系難燃剤（PBB類、PBDE類、HBCDD以外） | ・JS709、IPC-04101 およびIEC61249-2-21 |
| 7 | ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体 | ・JS709 |
| 8 | フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP(DOP)）<br>（CAS No. 117-81-7） | ・REACH規則/認可対象物質(付属書XIV)<br>・REACH規則/制限物質(付属書XVII)<br>（DEHP,BBP,DBP）<br>・デンマーク特定フタル酸禁止政令 |
| 9 | フタル酸ブチルベンジル（BBP）<br>（CAS No.85-68-7） | |
| 10 | フタル酸ジブチル（DBP）<br>（CAS No. 84-74-2） | |
| 11 | フタル酸ジイソブチル(DIBP)<br>（CAS No. 84-69-5） | |
| 12 | フタル酸ジイソノニル(DINP)<br>（CAS No. 28553-12-0、68515-48-0） | ・REACH規則/制限物質(付属書XVII) |
| 13 | フタル酸ジノルマルオクチル(DNOP)<br>（CAS No. 117-84-0） | |
| 14 | フタル酸ジイソデシル(DIDP)<br>（CAS No. 26761-40-0、68515-49-1） | |
| 15 | 8～14を除く、その他フタル酸エステル類 | |
| 16 | ジオクチルスズ化合物（DOT） | ・REACH規則/制限物質(付属書XVII) |
| 17 | 二置換有機錫化合物(DBT、DOTを除く) | |
| 18 | 特定塩素系難燃剤<br>・リン酸トリス(2-クロロエチル）（TCEP）<br>・リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP）<br>・リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）<br>＊該当物質は付表８参照 | ・米国バーモント州法規制(ACT0085)<br>・REACH規則/認可対象物質(TCEP) |
| 19 | 塩素系難燃剤(TCEP,TCPP,TDCPPを除く) | ・JS709、IPC-04101 およびIEC61249-2-21 |
| 20 | フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6) | ・EU規則（EC）No.842/2006 |
| 21 | コバルト及びその化合物(塩化コバルトを除く) | ・安衛法(名称等表示及び特化物第2類) |
| 22 | ベンゼン(CAS No. 71-43-2) | ・労衛法 特化則 特定化学物質(特定第2類) |
| 23 | REACH規則/制限物質　＊該当物質は付表２参照 | ・REACH規則/制限物質(付属書XVII) |
| 24 | REACH規則/認可対象物質　（注１０）<br>＊該当物質は付表３参照 | ・REACH規則/認可対象物質(付属書XIV) |
| 25 | REACH規則/認可対象候補物質（SVHC）（注１０）<br>＊該当物質は付表４参照 | |
| 26 | JAMP管理対象物質（注１１） | 調査依頼時点での物質リストの最新版が対象。 |

別表 1 及び別表 2 に関する備考

注1：金属には、その合金も含む
（ただし、ニッケルは除く）
注2：金属元素量としての規定値
注3：包装材は4物質(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)の合計で 100ppm 以下
注4：「カドミウム及びその化合物」、「鉛及びその化合物」のRoHS適用除外用途については
付表 1 を参照下さい。
注5：Deca-BDE（デカブロモジフェニルエーテル）を含む
注6：PCB 類の特定代替品とは以下の物質とします。
①モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン（CAS No. 76253-60-6）
②モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン（CAS No. 81161-70-8）
③モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン（DBBT）（CAS No. 99688-47-8）
注7：特定アミン（付表5）を形成するアゾ染料・顔料
注8：法規制では規制値があるが、鉛のように自然界に存在する物質と違い、意図的に
使用していない限り含有する可能性は低いため、「意図的な使用禁止」とした。
注9：ノルウェー法規制では部材種毎に規制値があるが、電線材料カンパニーへの納入品を考慮して
「意図的な使用禁止」とした。
注10：REACH規則/認可対象物質は認可対象候補物質（SVHC）でもあります。
注11：アーティクルマネージメント推進協議会（JAMP）が規定する管理対象物質。
以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。
1.化審法（第一種特定化学物質）
2.安衛法（製造禁止物質）
3.毒劇物法（特定毒物）
4.RoHS 指令
5.ELV 指令
6.CLP（AnnexⅥの Table3.1/CMR-Cat 1a、1b並びに Table3.2/CMR-Cat 1、2）
7.REACH AnnexXⅦ（制限物質）
8.REACH 認可対象候補物質（SVHC）
9.POPs 規則 Annex Ⅰ
10.ESIS PBT（PBT 判定基準該当部分）
11.GADSL
12.JIG（現 IEC62474）
詳細は次の文書、リストを参照して下さい。
「JAMP 管理対象物質解説書」、「JAMP 管理対象物質参照リスト」（最新版）
参照先：http://www.jamp-info.com/list

付表一覧

付表 1:「カドミウム及びその化合物」「鉛及びその化合物」のRoHS指令/適用除外用途一覧

付表 2:REACH規則制限物質(付属書 XVII)

付表 3 REACH規則認可対象物質(付属書 XIV)

付表 4:REACH規則認可対象候補物質(SVHC)

付表 5:特定アミン(1 以上のアゾ基の分解により生成するもの)リスト

付表 6:ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)禁止対象物質リスト

付表7:パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩及びエステル類の禁止対象物質リスト

付表 8:特定塩素系難燃剤(TCEP,TCPP,TDCPP)

付表一覧の掲載 HP(ファイル名:HKS_Annex_Ver.0.0)

http://www.hitachi-cable.co.jp/about/procurement/green/index.html

**付属書２「含有化学物質の調査条件」**

１．原材料、部品、半完成品、完成品、梱包材などの含有化学物質の調査について

| レベル | 調査の単位(部位) | 調査数値の単位 | 数値 | 数値の入手基準 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 意図的添加がある場合 | 非意図的添加が想定される場合 |
| レベルＡ<br>禁止物質群 | 均質材料<br>単位 | 含有部位ごとの<br>ａ)分母の質量および分子の質量、または<br>ｂ)分母の質量および濃度 | 理論値または実測値による最大値 | 数値の如何にかかわらず登録 | 含有する可能性のある場合に登録 |
| レベルＢ<br>管理物質群 | 均質材料単位または納入品単位または<br>納入品を構成する部材単位 | 均質材料単位または納入品単位または<br>納入品を構成する部材単位の当該物質の質量（関連法規制による） | 理論値または実測値による平均値または最大値 | | 存在が確認され、その数値を把握できている場合に登録 |

（１）ただし、上記以外の物質群に関して、個別の調査をお願いすることがあります。

（２）特に、以下の場合は不純物として禁止物質を含有している場合があるため、その含有濃度を明らかにし、当社の規定値を超えないように管理をお願いします。

【不純物として禁止物質を含有する場合】

・黄銅およびアルミダイキャスト中の不純物のカドミウムおよび鉛
・ポリ塩化ビニル中に製造過程で混入する不純物の鉛
・難燃化樹脂中に含まれる三酸化アンチモン由来の不純物の鉛
・溶融亜鉛メッキ中の不純物のカドミウムおよび鉛

（３）禁止物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

サプライヤー様におかれては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質が当社の規定値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

**付属書２「含有化学物質の調査条件」**

２．含有濃度を計算するための分母と分子の定義

（１）分母の定義

禁止物質：均質材料単位

管理物質：均質材料単位または納入品単位または納入品を構成する部材単位
（関連法規制による）

【均質材料の考え方】

・均質材料とは、異なる材料へと機械的に解体・分離できない状態の材料

・以下のものを均質物質または均質材料とする

| 材料の状態 | 判断基準 |
|---|---|
| 化学物質（化学元素、化合物）、<br>ポリマーアロイ、金属合金など | 均質材料とみなす |
| 塗料、接着剤、インク、ペースト、<br>樹脂ポリマー、ガラスパウダー、<br>セラミックパウダー等の原材料 | それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるものを均質材料とみなす<br>例：塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態<br>樹脂ポリマーは、成形後の状態<br>ガラスおよびセラミックの形成後の状態 |
| 塗装、印刷、めっき(クロメート処理)<br>などの処理がされているもの | 各々の単一層を均質材料とみなす<br>（亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす）<br>ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす(JISC0950)) |

（２）分子の定義

| 化学物質 | 分子の定義 |
|---|---|
| 金属および金属化合物 | 金属元素の質量（※） |
| 金属および金属化合物以外 | その化学物質の質量 |

※ SVHC（高懸念物質）については、金属元素を含む CAS 単位分子の質量を記入する。

但し、SVHCにはRoHS６物質である鉛、六価クロム化合物も含まれていますのでその場合はSVHCとして金属元素を含む CAS 単位分子の質量と併せて鉛、六価クロム元素の質量も記入して下さい。

**付属書２「含有化学物質の調査条件」**

（３）納入品の構成部位への展開と含有量の計算（参考事例）

A Gree'Netに登録する際は、以下の事例を参考に含有量を計算し登録願います。

【アルミニウム電解コンデンサ（質量３ｇ）】

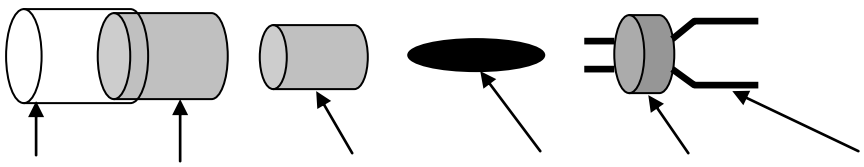

部位単位での含有量の計算例

| 部位 | | | 構成（化学物質） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 部位 | | 質量(g) | 化学物質名称 | 用途 | CAS 番号 | 含有量(g) |
| スリーブ（外装チューブ） | | 0.3 | ポリ塩化ビニル | 主成分 | 9002-86-2 | 0.15 |
| | | | フタル酸エステル | 可塑剤 | 117-81-7 | 0.05 |
| | | | その他化合物 | | — | 0.1 |
| ケース | | 0.15 | その他化合物 | | — | 0.15 |
| 内部エレメント | | 2 | アンチモン | 難燃剤 | 7440-36-0 | 0.02 |
| | | | 鉛 | | 7439-92-1 | 0.00009 |
| | | | その他化合物 | | | 1.9791 |
| 電解液 | | 0.3 | その他化合物 | | — | 0.3 |
| 封止ゴム | | 0.15 | その他化合物 | | — | 0.15 |
| リード端子 | はんだめっき | 0.011 | 鉛 | はんだ | 7439-92-1 | 0.005 |
| | | | その他化合物 | | — | 0.006 |
| | 芯線 | 0.089 | 銅 | 導体 | 7440-50-8 | 0.075 |
| | | | その他化合物 | | — | 0.014 |

【改訂履歴】

１．日立電線グループ　グリーン調達ガイドライン（ＱＡＧ-００６）

| Ver. | 発行日付 | 主な改訂内容 |
|---|---|---|
| ― | 2006 年 11 月 21 日 | 初版発行 |
| 2 | 2009 年 7 月 2 日 | 1)全体的に用語を見直した…『調達先様』→『サプライヤー様』、『調達品』→『納入品』<br>2)初版記載の『はじめに』、『日立電線企業行動基準』を削除した<br>3)P.3/18、3.2 項：『「基本契約書」および…「納入資材の含有化学物質に関する覚書」の締結…」→『「資材取引基本契約書」若しくは「納入資材の含有化学物質に関する覚書」を締結』に変更した<br>4)P.4/18、3.4 項：②として既に報告された環境情報に変更が生じた場合の対応方法を追記した<br>5)P.4/18、4.1 項：REACH規則対応として、JAMP の提供する AIS および MSDSplus での提出依頼をする場合がある旨を追記した<br>6)P.7/18、『別表１（レベルＡ禁止物質群リスト)』において、化学物質群 No.1（カドミウム）の法規制値『75ppm（樹脂、塗料、インク)』と法規制のデンマーク法規制名を削除、さらに化学物質群 No.1～4、7、8（RoHS指令 6 物質）の法規制に日本、中国、韓国の法規制名を追加した<br>7)P.15/18、別表５、特定アミンの物質名および Substance 内に（　）で別名を、さらに下部に※注)を追記した<br>8)その他、全体構成および一部表現を見直した |
| 3 | 2011 年 11 月 11 日 | 「本基準書」の発行に伴い、廃棄 |

２．日立電線グループ　グリーン調達基準書(HKS01)

| Ver. | 発行日付 | 主な改訂内容 |
|---|---|---|
| 01 | 2011 年 11 月 11 日 | 従来の「グリーン調達ガイドライン」より以下の内容を改訂し、名称を「グリーン調達基準書」とし初版発行<br>本基準書を当社の含有化学物質管理の基本規定とした<br>1)　禁止物質を変更した<br>・TBTO、TBT、TPT、を統合して３置換有機スズ化合物に拡大<br>・ポリ塩化ターフェニル類をポリ塩化ビフェニル類と併記した<br>・追加：ホルムアルデヒド、ＰＦＯＳ、特定ベンゾトリアゾール、ジメチルフマレート、ジブチルスズ化合物（DBT）、塩化コバルト<br>2)　管理物質を変更した<br>・削除：マグネシウム、金、銀、銅、パラジウム<br>・追加：ジオクチルスズ化合物（DOT）、REACH規則SVHC<br>3)　納入品の組成データをＡ Gree'Netへの登録とした<br>4)　製品環境共通購入仕様書を発行する<br>5)　その他、全体構成および一部表現を見直した |
| 02 | 2014 年 3 月 31 日 | 日立金属㈱との合併および日立グループグリーン調達ガイドラインの改訂に伴い日立電線グループの「グリーン調達基準」を改訂する。<br><br>調達基準書としての主な改訂点は以下の通り。<br>1）会社名の変更<br>日立電線株式会社⇒日立金属株式会社 電線材料カンパニー<br>2）禁止物質の新規追加<br>①ヘキサブロモシクロロドデカン（HBCDD）<br>②パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩及びエステル類<br>③多環式芳香族炭化水素類(PAHs)<br>3）国内使用禁止物質の別表１への表記<br>①ヘキサクロロベンゼン |

Ver.02 改訂履歴続き

| Ver | 発行日付 | 主な改訂内容 |
|---|---|---|
| 02 | 2014 年 3 月 31 日 | ②化審法（第１種特定化学物質）<br>③安衛法（製造禁止物質）<br>④劇毒物法（特定毒物）<br>4)禁止物質の当社の規定値変更<br>「ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）」、「アスベスト類」に<br>意図的使用禁止を追加<br>5）禁止物質の対象拡大<br>「ポリ塩化ビフェニル類（ＰＣＢ類）」に特定代替品を追加<br>6）管理物質の追加<br>①DBT、DOTを除く二置換有機錫化合物の追加<br>②特定塩素系難燃剤（TCEP, TCPP, TDCPP）の追加<br>③②を除く、塩素系難燃剤の追加<br>④塩化コバルトを除く、「コバルト及びその化合物」の追加<br>⑤ベンゼンの追加<br>⑥REACH規則/制限物質（付属書XVII）の追加<br>⑦JAMP管理対象物質の追加<br>7）管理物質の細分化<br>①フタル酸エステル類の細分化<br>特定フタル酸エステル類（DEHP, DBP, BBP, DIBP, DINP, DNOP, DIDP）を<br>個別管理とし、その他フタル酸エステル類と区分。<br>②REACH認可対象候補物質に含まれる認可対象物質を1つの群として追加<br>8)管理物質群名称の変更及び対象範囲の変更<br>①「臭素系難燃剤（PBB,PBDEを除く）」を「非特定臭素系難燃剤（PBB,PBDE,<br>HBCDDを除く」に変更<br>②「ポリ塩化ビニル(PVC)」を「ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、<br>その共重合体」に変更<br>9）管理物質の削除<br>「ビスマス及びその化合物」を管理対象から削除。<br><br>自主管理物質基準以外の改訂）<br>1）関連法規制の見直し。<br>2）以下のリストを外部リスト化し、従来の別表３の「特定アミン（１以上のアゾ基の分解により生成するもの）リスト」を基準書の付属書から削除。<br>【付表の構成】<br>①付表1<br>カドミウム/カドミウム化合物、鉛/鉛化合物のRoHS適用除外用途。<br>②付表2<br>REACH規則制限物質（付属書XVII）<br>③付表3<br>REACH規則認可対象物質（付属書XIV）<br>④付表4<br>REACH規則認可対象候補物質<br>⑤付表5<br>特定アミン（１以上のアゾ基の分解により生成するもの）リスト<br>⑥付表6<br>ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）禁止対象物質リスト<br>⑦付表7<br>パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩及びエステル類の<br>禁止対象物質リスト<br>⑧付表8<br>特定塩素系難燃剤（TCEP, TCPP, TDCPP） |